

## 岩倉市小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、愛知県小規模企業等振興資金融資制度に基づく融資を受けた者に対して、予算の範囲内においてその融資額に应ずる信用保証料を助成することにより資金難を打開し、商工業の振興に寄与することを目的とする。

### (助成対象)

第2条 助成の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人又は個人とする。ただし、普通乗用自動車購入資金の含まれた融資を受けた者は、助成対象から除く。

- (1) 愛知県信用保証協会に信用保証の決定を受けた者であり、かつ、小規模企業等振興資金の融資を受けた者であること。
- (2) 申請時に市内に住所を有する個人又は市内に本社を置く法人
- (3) 申請時に市税の滞納がない者

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、当該融資に係る信用保証書記載の保証料に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式において得た額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 融資金額500万円以下 信用保証料の100%
- (2) 融資金額500万円を超えるもの 次のア、イ及びウの合計額
  - ア 融資金額500万円に应ずる信用保証料の100%
  - イ 融資金額500万円を超え1,000万円以下に应ずる信用保証料の75%
  - ウ 融資金額1,000万円を超え2,000万円以下に应ずる信用保証料の50%

2 繰上償還による借入金の完済と新規の融資が同時に行われた場合の助成金の額は、前項に規定する助成金の額から第7条第2項に規定する返還すべき助成金の額を差し引いた額とする。

### (申請の方法及び期限)

第4条 助成を受けようとする者は、小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金交付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)に金融機関発行の報告書及び市税の納税証明書を添付し、愛知県信用保証協会発行の信用保証書に記載されている保証日から3か月以内又は当該年度末のいずれか早い日まで市長に提出しなければならない。

### (助成の決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金交付決定書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

### (助成金の交付)

第6条 助成金の交付は、前条に基づき小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金交付請求書(様式第3)が提出された後、速やかにこれを行うものと

する。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 申請書に虚偽の事項を記載したとき。

2 助成金の交付を受けた者が、借入金の繰上償還により、信用保証料の返戻を受けた場合は、その返戻を受けた額のうち助成金に相当する額を市長に返還しなければならない。ただし、繰上償還と新規融資を同時に行う場合は、第3条第2項の規定を適用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長がその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の岩倉市商工業振興資金融資保証料助成金は、この要綱による改正後の岩倉市小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金交付要綱による岩倉市小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金とみなし、同要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金交付申請書

課長	グループ長	担当	保証書との照合

年 月 日	
岩倉市長殿	
住所	
氏名	
下記により、愛知県信用保証協会の保証を得て金融機関からの融資を受け、手続を完了したので、保証料の助成金を願いたく申請します。	
申請額	金 円
金融機関名	
制度融資別	通常資金・小口資金
融資金額	金 円
融資期間	か月（うち据置 か月） 回払
信用保証率	年 %
信用保証料	金 円
要綱による助成額算定基礎	500万円以下の部分100% 円
	500万円を超え1,000万円以下の部分75% 円
	1,000万円を超え2,000万円以下の部分50% 円
	繰上償還による返戻分 円
	計 円 (100円未満切捨)
保証決定年月日	年 月 日
手続完了年月日	年 月 日
返済方法	分割払
貸付形式	証書貸付
備考	

様式第2（第5条関係）

第 号  
年 月 日

小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金交付決定書

住 所

氏 名

岩倉市長

年 月 日付けで申請の小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金  
については、下記査定内容のとおり条件をつけて、金 円を交  
付します。

記

- 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部、  
又は一部を返還させることができる。  
(1) 岩倉市小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金交付要綱に違反した  
とき。  
(2) 申請書に虚偽の事項を記載したとき。  
(3) 借入金を繰上償還して、信用保証料の返還を受けたとき。

( 査 定 内 容 )

融 資 額	信用保証料	助 成 額
千円	円	円

様式第3 (第6条関係)

小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金交付請求書

年 月 日			
岩 倉 市 長 殿			
住 所			
氏 名			
請 求 金 額	金 円		
助 成 事 業 名	小規模企業等振興資金融資信用保証料助成		
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日 第 号		
交 付 決 定 金 額	金 円		
信 用 保 証 料	金 円		
請求金額の根拠			
500万円以下の部分100%			円
500万円を超え、1,000万円以下の部分75%			円
1,000万円を超え、2,000万円以下の部分50%			円
繰上償還による返戻分			円
計			円
(100円未満切捨)			
振込先金融機関名	預金の種類	口座番号	<sup>フ</sup> <sup>リ</sup> <sup>ガ</sup> <sup>ナ</sup> 口 座 名 義